

新監査公表第12号

令和4年度包括外部監査の結果に基づく措置について、新潟市長から通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により以下のとおり公表します。

令和6年12月26日

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩
 同 伊 藤 秀 夫
 同 飯 塚 孝 子
 同 深 谷 成 信

令和4年度包括外部監査テーマ
 「経済政策に関する事務の執行について」

新潟市長が講じた措置

監査結果 報告書 の 頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等	
			第1回	第2回
99	成長産業・イノベーション推進課 (企業誘致課)	第2 成長産業・イノベーション推進課 2-1 地域イノベーション戦略推進事業（新潟IPC財団補助金） 意見11 航空機関連産業の振興を支援する新潟市の取組は、産官学共同で継続的に新規分野へのチャレンジを図ったものとして、新潟市の産業政策において特筆されるべきものであるが、売上高や雇用者数等の一定のKPIが示されているとはいえ、この間の15年間の取組についての中間的な総括がなされた資料などは作成されていない。これまで新潟市が投下してきた多大な金銭的投資や人的投資を踏まえると、航空機関連産業振興についての中間的総括を実施することが望まれる。	航空機関連産業振興については、これまで国の交付金を活用しながら実施してきたおり、年度ごとに評価してきましたが、中間的総括については、今後検討していきます。 【検討中】	航空機関連産業振興については、これまで国の交付金を活用しながら実施してきたおり、年度ごとに評価してきましたが、中間的総括については、今後検討していきます。 【検討中】
133	商業振興課	第3 商業振興課 3-3 中小企業制度融資貸付金 意見20 新事業展開資金貸付金の創設に際し、金融機関と利率や協調倍率（貸付金に占める市の預託金の比率）について協議がなされているが、市の預託金の比率を高	市の預託割合の低下は、制度融資に係る市の関与の低下につながり、利率などの融資条件や融資にあたっての金融機関の審査などに影響を及ぼす可能性がある	市の預託割合の低下は、制度融資に係る市の関与の低下につながり、利率などの融資条件や融資にあたっての金融機関の審査などに影響を及ぼす可能性がある

		めることについての希望はなかったとのことである。昨今の低金利で金余りの状況からすれば、市の預託金の重要性は低下しているので、金融機関と預託金の比率を下げる方向で見直しの協議をする機会を持つことが望まれる。	と考えます。 今後、市中金利の動向等を踏まえ、適切なタイミングで協議の場を設けます。 【検討中】	と考えます。 今後も協調倍率についての協議は継続して行いますが、現在、市中金利は上昇傾向にあり、状況は変わってきていることから、比率を下げることを前提とした見直しは考えていません。 【不措置】
186	商業振興課	第3 商業振興課 3-20 中小企業指導・育成事業費補助金 指摘 23 本補助金は、会員である中小企業者に対し経営改善や技術発達などを目的に様々な事業を展開している市内の商工会議所や商工会に対する補助金であるが、補助対象経費の具体的な内容や補助額の算定方法を定めた要綱や要領などは制定されておらず、新潟市補助金等交付規則に基づく取扱基準で定めた事業に対し、商工会等ごとに異なる金額で平成23年度から毎年同額の補助金を交付しているに過ぎないことが判明した。補助対象経費の範囲や補助額の算定方法などは、要綱や要領などで明確に定めるべきである。	補助対象経費の明確化も含め、今後の補助制度のあり方について、商工会と具体的な協議を行っています。 【検討中】	補助対象経費の明確化も含め、今後の補助制度のあり方について、商工会と具体的な協議を行っています。 【検討中】
205	商業振興課	第3 商業振興課 3-24 新潟地下開発株式会社 指摘 24 新潟地下開発(株)は平成29年3月末に民間債務が完済となり、市に対する9億円の劣後貸付の返済が開始となる。古町地域におけるまちなか機能再編の影響を踏まえた同社の経営規模に見合う適正な返済計画を策定する必要があることなどを理由として、市は9億円の返済を当面の間、無利息で据え置く条件変更を行うこととし、劣後特約のない通常の貸付金への変更と併せて平成29年5月10日に金銭消費貸借条件変更契約を締結した。通常貸付の弁済条件は、平成30年度から毎年、半年毎に4,500万円の返済を行い、最終返済期日となる令和7年10月31日に2億	本貸付金の回収については、経営再建による回収の見込みが厳しい一方で、市としては債権者であると同時に、中心市街地の在り方に責任を持つ立場であるため、単純な整理回収方針を打ち出すことが難しい状況が続いていました。現在、全庁的な検討を続けている中で、今後の古町地区や地下街の在り方と併せて、債権回収方針を検討しています。 早急に方針決定を行っていきますが、相応の期間も必要なことから、最終返済期日までの約定返済分については、債権管理条例に基づく履行延	指摘内容をふまえ、全庁的な会議において今後の方向性に関する効果や課題の整理、検討を実施しました。 返済期日を2年後に迎えるにあたり、令和5年7月31日、会社へ返済計画の報告を求めました。会社は返済困難であり会社解散の方針を決定したことから、令和5年12月18日、履行期限を繰上げ、一括返済を求めています。 【措置済み】

		<p>2,500万円の返済を行うものとしており、平成30年3月31日までは無利息、それ以降の利息については別途協議して決定することになっていた。しかし、当初は、1年間を想定して平成29年に通常貸付の返済猶予を行ったにもかかわらず、令和4年4月1日付の条件変更契約に至るまで、毎年、地下開発の経営健全化に向けた具体的な対応や返済計画策定を検討したいといった理由により利息及び元本の返済猶予を繰り返している。市は、通常貸付9億円の回収方針や回収計画を明確にせず、新潟市債権管理条例に定める履行期限の延長を行うこともなく、平成29年以降、問題の先送りとも言える対応を繰り返している。</p>	<p>期の特約を令和5年3月31日に行いました。</p> <p>【検討中】</p>	
209	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3-24 新潟地下開発株式会社</p> <p>指摘 25 外郭団体評価における新潟地下開発(株)の評価は、同社の現状を受けて平成30年度から連続で「抜本的な対応が必要」との最下位の評価結果となっているが、この間、同社及び所管課の商業振興課では、抜本的な対応と評価し得るような対応を行っておらず、また、抜本的な対応を進めていくための具体的な計画も策定していない。市民の財産である貸付金9億円を無利息で貸し続けた場合には、それによって逸失利益が生じ続けているという認識を持ち、仮に地下開発の経営が周辺の再開発などの影響を受けたとしても、それによって西堀ローサの収益が劇的に改善するシナリオが描けないのであれば、その動向を待たずに市としての抜本的な対応方針を早急に決定するべきである。</p>	<p>指摘内容をふまえて、全庁的な会議の場を設けて、現状認識を共有し、取り得る方策を検討しています。</p> <p>早急に、新潟地下開発(株)の対応や、今後の西堀ローサの在り方について方針を決定します。</p> <p>【検討中】</p>	<p>指摘内容をふまえて、全庁的な会議において今後の方向性に関する効果や課題の整理、検討を実施しました。</p> <p>令和5年11月20日に会社が会社解散の方針を決定したことから、貸付金債権に関する手続きを進めるとともに、今後の西堀ローサのあり方についての議論も行っていきます。</p> <p>【検討中】</p>
212	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3-24 新潟地下開発株式会社</p> <p>意見 33 商業振興策を推進する商業振興課が新潟地下開発(株)を担当すると、中心市街地活</p>	<p>指摘内容を踏まえて、全庁的な会議の場を設けて、現状認識を共有し取り得る</p>	<p>指摘内容をふまえて、全庁的な会議において今後の方向性に関する効果や課題の</p>

		<p>性化のために西堀ローサは必要であるという意識から、とにかく商業振興のために同社は存続させるといった偏った安易な方向に流れがちになるおそれがある。9億円の貸付金の最大限の回収を念頭に置けば、財務部や総務部など関係各部や外部専門家との連携と協力が不可欠である。市は、所管課の商業振興課だけに同社の対応を委ねるのではなく、様々な立場の視点から同社の課題に対処するプロジェクトチームなどを組織して、全庁的な関与の下で抜本的な対応に取り組むべきである。</p>	<p>方策を検討しています。 早急に、新潟地下開発(株)の対応や、今後の西堀ローサの在り方について方針を決定します。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>整理、検討を実施しました。 会社解散の方針をふまえ、最大限の債権回収に取り組むと同時に、引き続き全庁的な関与の下で西堀ローサを含む中心市街地のあり方についての検討を進めます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
213	商業振興課	<p>第3 商業振興課 3-24 新潟地下開発株式会社</p> <p>意見 34 新潟地下開発(株)に対する貸付金については、債権者である市の所管課や債務者である地下開発においても、最終返済期日までの収益弁済による完済は困難であり、担保権が設定されている西堀ローサを市有化してその一部を回収することも選択肢の一つとの認識であり、貸付金残高から経営改善計画などにより今後の回収見込額を客観的に疎明できる金額や担保の処分見込額を除いた残額について徴収不能引当金を計上するなど、より合理的な地方公会計における会計処理のあり方を検討するべきである。</p>	<p>指摘内容にあるように、大口の個別債権について、返済猶予がなされている債権を正常債権として扱うことは、財政状況に関する情報開示の観点から検討が必要と考えます。例えば、計上すべき基準や開示ルールなど、適切な会計処理の在り方を関係部署と協議します。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>新潟地下開発(株)への債権については、繰り上げ返済を求めたことで、調定を起し歳入決算において情報開示が為されました。 他方、ご指摘のような単年度会計で補足できない場合の情報開示については公会計担当部署とも協議をしているところですが、個別債権の資産査定方法等の課題もあり、引き続き検討を要しているところです。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
224	企業誘致課	<p>第4 企業誘致課 4-2 ITソリューション補助金</p> <p>指摘 30 申請書を電子メールで受領した場合、当課でプリントアウトしてファイルに綴られているが、もととなるメールの保管ルールが明確となっていなかった。書類に作成者の押印がない場合、仮に当該文書の作成者が誰であるかが問題となったときには、デジタルデータが適切に保存されてい</p>	<p>申請書を電子メールで受領した場合の取扱いや申請書の真偽の担保については、デジタル行政を推進していく中で、補助金申請にかかる全庁的なメールの保存ルールや申請の真偽の担保に関わるものであり、それらを注視しながら対応していきます。</p>	<p>ITソリューション補助金の後継制度であるデジタル技術活用促進補助金の申請等手続きは、各区役所が実施する取り扱いとしました。 指摘事項等を踏まえ、補助金申請にかかる全庁的なメールの保存ルール等が定まるまでの間、申請等手続きに関するメールの保存ル</p>

		い限り、文書の作成者を特定することは困難であるから、メールを受信するアドレスを限定したり、受信したメールの保存ルールを明確にし、課内で共有することが必要である。	【検討中】	ールを当課で定め、各区役所へ共有しました。 【措置済み】
234	企業誘致課	<p>第4 企業誘致課 4-6 工業振興条例助成金</p> <p>意見 38 新潟市工業振興条例助成金施行規則 7 条は、新潟市工業振興条例助成金の交付申請期間について、事業所税の納付を指定又は交付要件とする場合には、「当該年度の事業所税の申告納付期限後 1 月以内」に交付申請するよう定めており、その例外的取扱いを定める規定もないが、実際には期限後の申請でも助成金交付申請を受理する取扱いがなされていた。上記申請期間の定めが要件として明示されている以上、それに対する例外的取扱いができる場合についても規則上明示され、限定される必要がある。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症のまん延など想定外の事象への対応として、取扱の例外を定める規定を追加(改正)する予定です。 改正規則施行日 令和6年4月1日予定</p> <p>【検討中】</p>	<p>新型コロナウイルス感染症のまん延など想定外の事象への対応として、災害その他やむを得ない事情により申請期間内に申請できないと認める場合に、申請期間を延長できる規定を追加(改正)しました。 改正規則施行日 令和6年4月1日</p> <p>【措置済み】</p>
243	企業誘致課	<p>第4 企業誘致課 4-9 物流施設立地促進事業補助金</p> <p>意見 41 新潟市物流施設立地促進事業補助金交付要綱 9 条は、補助金の交付申請期間について、事業所税の納付を指定又は交付要件とする場合には、「当該年度の事業所税の申告納付期限後 1 月以内」に交付申請するよう定めており、その例外的取扱いを定める規定もないが、実際には期限後の申請でも補助金交付申請を受理する取扱いがなされていた。申請期間の定めが要件として明示されている以上、それに対する例外的取扱いができる場合についても要綱上明示され、限定される必要がある。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症のまん延など想定外の事象への対応として、取扱の例外を定める規定を追加(改正)する予定です。 改正要綱施行日 令和6年4月1日予定</p> <p>【検討中】</p>	<p>新型コロナウイルス感染症のまん延など想定外の事象への対応として、災害その他やむを得ない事情により申請期間内に申請できないと認める場合に、申請期間を延長できる規定を追加(改正)しました。 改正要綱施行日 令和6年4月1日</p> <p>【措置済み】</p>

275	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第5 雇用・新潟暮らし推進課 5-5 移住支援事業</p> <p>指摘 35 移住支援金は、新潟市移住支援金交付要綱の定めにより、申請日から3年未満に新潟市以外の市区町村に転出した場合は全額、申請日から3年以上5年以内に転出した場合は半額を返還しなければならないこととなっている。本事業は、令和元年度から開始されたものであるが、令和4年10月に本事業の監査を行った時点では、転出の事実を住民基本台帳の情報によって確認する場合の詳細な手続き等について、市民生活課との調整が完了していないとのことであった。移住者の転出の有無の把握については、本事業の制度設計に際しての中核部分に属するのであるから、その詳細部分も含めて本事業を開始するまでに確定しているべきであった。</p>	<p>制度開始時点では、転出の有無については住民基本台帳の情報により確認を行うこととして所管課との調整を完了していましたが、その後再度調整が必要な状況となったため、申請時の住所に文書を送付するか、公用請求により当該事項を確認する予定です。</p> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>	<p>転出の有無に関する「追跡調査」については、令和元年ころの移住支援金制度開始時、定期的に住民基本台帳の情報により確認する方向で関係課と調整していましたが、その後、関係課と協議を進めるなかで、住民基本台帳情報利用の法的根拠が不明確なため、当事業による追跡調査の目的での住基台帳情報の閲覧（利用）は不可と判断されました。</p> <p>その後、郵送や電話による追跡調査も検討しましたが、市外転出か市内移動かも確認できず、追跡が困難な状況です。</p> <p>今後、効率的で実効性ある追跡調査について、引き続き、県や内閣府など関係省庁と協議のうえ検討していきます。</p> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>
278	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第5 雇用・新潟暮らし推進課 5-6 移住促進特別支援事業</p> <p>指摘 36 特別支援金の周知については、情報提供機会の公平性を保つため、新潟市に転入届を提出した時点で行われている。一方、新潟市は特別支援金の受給者のうち特別支援金をきっかけとして新潟市に移住した者の割合を把握できていない。そのため、特別支援金が首都圏からの移住促進のインセンティブとして機能しているかどうかを問うことなく支給される結果となっている。特別支援金の事業目的が移住促進や中小企業への就労促進等の行動促進（インセンティブの付与）であるとすれば、特別支援金がそれらのインセンティブとなっていると言える場合にのみ支給されるような合理的な制度設計であるべきである。</p>	<p>本指摘事項を踏まえ、現在、本事業が新潟市への移住の後押しとして機能しているかを把握する方法を検討しています。</p> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>	<p>移住の後押しとして機能しているかについては、移住支援金及び移住促進特別支援金に関する問い合わせ件数や申請件数そのものが年々増加傾向にあることから、インセンティブとして機能していると考えています。</p> <p>また、本指摘事項を踏まえ、次年度以降に本事業の要件を拡充して実施する際には、就業要件の内容などインセンティブとして機能するよう要綱の見直しを検討し、事業を実施していく予定です。</p> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>

302	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第5 雇用・新潟暮らし推進課 5-17 新潟勤労者総合福祉センター管理費</p> <p>指摘 38 新潟テルサ施設内の備品について、備品管理簿には、個々の備品に対して備品番号が付与されている一方、新潟テルサ内部に所在する備品には、いずれも備品シールの貼付はなされておらず、その他の方法によっても個々の備品を特定できる状況にはない。現在の管理方法では、備品管理簿が備品の適正管理の役目を果たせていないと考えられるため、備品管理のあり方について、全庁的な検討を促すことが望まれる。</p>	<p>当施設内の備品のうち、市に寄附された備品については、添付漏れであったため、新潟市物品管理規則に基づき、備品シールを添付します。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>添付漏れであった備品へ備品シールを添付しました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
303	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第5 雇用・新潟暮らし推進課 5-17 新潟勤労者総合福祉センター管理費</p> <p>指摘 39 新潟テルサ施設内に、指定管理者が購入し、市に寄附されていない指定管理者の所有する物品（テレビ等）が存在し、備品管理簿に記載される市の備品と、備品管理簿に記載されない指定管理者の所有物が混在しているが、シール貼付や指定管理者の台帳等による管理がなされていない。市の所有物でないとしても、市の備品と同様に施設の管理運営のために使用されている物品については、業務仕様書等に位置付け、その使用・管理等のあり方について明確にされるべきである。</p>	<p>市に寄附されていない指定管理者の所有する物品については、新潟市物品管理規則の適用を受けるものではありませんが、適正管理の観点から、指定管理者に対し、管理簿の備え付けと物品を特定するシールの添付を依頼し、現在、対応作業を進めています。また、それら物品の使用・管理等のあり方を、業務仕様書等の中で明記していきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>指定管理者が所有する物品についても管理簿を作成し、物品を特定するシールを添付しました。 物品の使用・管理等を明確にするため、指定管理者と業務仕様書の見直しを行いました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
304	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第5 雇用・新潟暮らし推進課 5-17 新潟勤労者総合福祉センター管理費</p> <p>意見50 新潟テルサは、平成6年7月11日の開館後、既に28年が経過し施設の老朽化が進行している。ヒアリング結果によると、各種設備の故障等により修繕や入替を要</p>	<p>当施設の指定管理期間が更新されることの方針が定まったことから、修繕を要する箇所について、随時、必要な対応を進めていきます。また、存続・運営管理</p>	<p>当施設の存続・運営管理のあり方については、全市的な公共施設再編の動きの中で、財産活用課が主体となって利用状況等の情報収集や利用団体へのヒアリン</p>

		<p>するものが複数に亘っている状態とのことである。もっとも、新潟テルサの今後のあり方が定まっていないことを理由として、設備の不具合についての迅速な方針決定に至らないケースがあったため、新潟テルサの存続・運営管理のあり方に関する検討を早急に進めていただくとともに、複数箇所存在する修繕等の要対応箇所の整理と、今後の対応方針についても今一度確認をされたい。</p>	<p>のあり方については、全市の公共施設再編の動きの中で、今後、市民との丁寧な意見交換を行いながら、検討を進めていきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>グ・アンケート等を進めています。なお、修繕を要する箇所については指定管理者とともに精査・整理し、早急に修繕が必要な箇所について令和7年度に実施できるよう予算要求を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
335	<p>産業政策課 (産業政策・イノベーション推進課)</p>	<p>第6 公益財団法人新潟市産業振興財団 6-6 研修・セミナーの開催</p> <p>指摘50 「公益財団法人新潟市産業振興財団セミナー及び講演会に係る講師謝礼及び受講料等の取扱いに関する要領」が平成25年4月1日から施行されている。しかし、県外講師、県内市外講師、市内講師で一律に単価に差をつける取扱いに合理性は認めがたい（なお、旅費交通費は別途の設定がある。）。確かに、県外講師は著名講師を呼ぶことが多いので単価を高く設定することに妥当性はありそうだが、その場合は原則の金額では足りず、個別の協議となっているのが実情であるし、県内市外講師、市内講師についても原則とは異なる謝金が設定されていることが多く、実際上原則的基準としても機能していない。また、上記要領制定後に消費税率が5%から8%、8%から10%に引き上げられているが、基準額の税込金額の見直しがなされていない。これは、税抜価格が下げられたことと等しく、消費税の適正な転嫁という趣旨にも反している。全面的に見直すべきである。</p>	<p>財団のセミナーにおける講師招へいの実態や他団体の運用状況等を踏まえ、適切な基準を検討します。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>県内外及び市内外で差をつけていた講師謝礼の区分や基準額等の見直しを行い、新たに「セミナー等の講師謝礼及び受講料に関する内規」（令和6年4月1日施行）を制定しました。（「セミナー及び講演会に係る講師謝礼及び受講料等の取扱いに関する要領」は廃止）</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
349	<p>雇用・新潟暮らし推進課</p>	<p>第7 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 7-1 団体の概要</p>		

		<p>指摘53 各事業の費用補助や利用券の中には、会員1名分のみ利用可とするなど、利用数・利用方法の制限が定められているものがある。ヒアリング結果によると、件数はごく僅かであるが利用制限に違反した利用例も存在するようである。現状、違反者に対しては、次年度に当該利用券の利用を控えさせるなどの対応が個別に取られているとのことであるが、利用者に対し不正利用時のペナルティ等の措置に対する予見可能性を与える必要があるうえ、都度ペナルティの内容に差異が生じるような対応は好ましくない。不正利用した際のペナルティのあり方について一定の整理を行い、規程上明記されるべきである。</p>	<p>全会員へ配付している利用ガイドブック等に、「不正利用が発覚した場合には、利用制限や退会の対象となる」旨を掲載していますが、引き続き周知を行います。</p> <p>また、ペナルティ対応について他市の状況を調査し、調査結果を参考にペナルティのあり方について整理を行い、規則等に明記します。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>ガイドブック及びニピイニュースに「適正利用のお願い」を掲載し、引き続き周知を行います。</p> <p>また、ペナルティ対応について他市の状況調査を行い、「会員の資格及び会費等に関する規則」第7条第3項において、不正利用等があった場合は退会させることができる旨、明記しました。</p> <p style="text-align: right;">(令和6年4月1日改正)</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
350	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第7 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 7-1 団体の概要</p> <p>意見52 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター会員の資格及び会費等に関する規則7条は、事業主が退会しようとする場合は退会届兼退会同意書を当該事業所の会員3分の2以上の同意を得たうえで、理事長に提出しなければならないと定めている。しかし、実際に提出された退会届兼退会同意書の記載をみると、会員氏名欄はスタンプ等での記名とされているうえ、確認印欄も当該事業主が事前に用意している認印を利用して押印していると認められるものが存在した。同意の確認が形骸化している面があるため、当該事業所の会員の3分の2以上の同意を必要とする退会要件の適否について検討されたい。</p>	<p>退会要件について、他市の状況を調査し、その結果を参考に、取扱いについて検討を進めます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>他市の状況調査を行い、「会員の資格及び会費等に関する規則」を改正し、当該事業所会員 2/3 以上の同意を不要とすることとしました。</p> <p style="text-align: right;">(令和6年4月1日改正)</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
351	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第7 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 7-1 団体の概要</p> <p>意見53</p>		

		<p>現時点でニピイの各事業におけるDX化に向けた検討が十分になされているとはいえない。現状、各種申請の内容確認及び入力作業をニピイ職員の手作業に頼っている。会員の利便性及び職員の作業効率化・適正化の観点から、ニピイの各事業においてDX化を取り入れる必要性は高い。また、DXとまでいかなくとも、DBの構築と有効活用、カスタマイズされた現行のホームページの改修の必要性がある。今後、中長期的計画をもってDX化その他必要な業務システムの改善がなされるべきである。</p>	<p>DX化については、会員の利便性の向上、当財団の業務効率化、職員の働き方改革など、大きな効果が期待されることから、今後、取り組みを進める必要があります。当財団においても先進的なサービスセンターに対する調査など検討を開始したほか、令和6年度からの第3次中期計画の中でDX化推進を位置づけ、取り組んでいく予定です。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>令和6年度から10年度までの第3次中期計画の「事業推進の方向性」や「事務改善」の項目の中で、DX化を推進し一層の会員サービス充実を図ること等を明記しました。</p> <p>これに基づき令和6年8月にコンビニ収納を開始し会員の利便性向上を図ったほか、収納データの一括処理が可能となったこと等により事務効率が向上しました。今後も引き続きDX化を推進していきます。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
355	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第7 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター</p> <p>7-4 余暇活動援助事業</p> <p>指摘55</p> <p>令和3年中に、指定旅行社の1社が、会員の宿泊日や宿泊先が決まっていない状態であるにもかかわらず、当該会員から指定旅行社に対して指定保養施設利用補助券が交付され、当該指定旅行社がニピイに対して補助券相当金を請求する事案が発生した。請求内容を不審に思ったニピイ職員が、当該会員の事業所への訪問や電話照会などの詳細な事実関係の調査を行い、実際には代金の支払いがなされておらず宿泊も実行されていないことが判明し、不正請求であることが発覚した。発覚後、不正請求部分について返還されたことは当然であるが、指定旅行社全社に対して、不正防止や注意喚起のため周知文書が配布されるのみの対応で終了している。本来であれば、当該指定旅行社に対しては、指定取消しなどの厳正な対応が取られなければならない。また、当該指定旅行社の不正行為に協力した会員又は事業所に対する何らかのペナルティも検討されるべきであった。</p>	<p>ご指摘の当該指定旅行社については、これまで不適切な取扱いはなく正当な提携関係を継続してきたこと等を勘案し、指定取消しを行わず、厳重注意を行い、不正請求部分はすべて返還させました。また当該旅行社を含め、全ての申請については厳格に審査・点検を行っているところです。今後、悪質な不正があった場合はどの事業所に対しても厳格に対応をしていきます。また不正行為に協力した会員又は事業所へのペナルティは、指摘53での調査結果を踏まえ検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>不正行為に協力した会員又は事業所へのペナルティは、指摘53で回答したとおり、「会員の資格及び会費等に関する規則」に退会させることができる旨、明記しました。（令和6年4月1日改正）</p> <p>また、悪質な不正があった場合は、引き続きどの事業所に対しても厳格に対応をしていきます。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>

358	雇用・新潟暮らし推進課	<p>第7 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター</p> <p>7-5 慶弔給付事業</p> <p>意見54</p> <p>銀婚祝金の申請がなされ、支給された後に対象会員本人からの申告により、同人が既に離婚しており銀婚祝金の支給対象ではないことが発覚した事案があった。事業主が当該会員に代わって申請手続を行った際、事業主が離婚の事実を把握せず申請したために発生したものと推察される。このような申請がなされると、後の返金請求等のニピイ内部の事務負担が増加する結果となる。各会員及び事業主に対して、今一度、請求時には要件充足性について十分確認するよう周知されたい。</p>	<p>慶弔給付金請求には会員本人が記載・押印した上で事業所の証明印を受けるようガイドブックに記載しており、両者の確認がなされているものとして受理しているところです。本意見の事案を踏まえ、次回（令和6年4月）発行の「ガイドブック」及び毎年4月～5月に会員事業所あて発送している「給付金対象者一覧送付状」により、申請者本人の記入及び両者の確認を促し、誤った申請がなされないよう、重ねて周知していきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>令和6年4月発行ガイドブック及び令和6年4月に会員事業所あてに発送した「給付対象者一覧表」により、確認を行うよう重ねて周知しました。</p> <p>今後も機会を捉えて周知していきます。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
-----	-------------	---	--	---

※「措置内容等」欄に、カッコ書きで記載の措置区分について

【措置済み】は、措置を実施済みのもの、

【不措置】は、措置をしないことを決定したもの、

【検討中】は、措置方針を検討中のもの、または、措置方針は決定したが未実施のもの、

を示しており、担当部署からの報告内容を基に、監査委員事務局が追記し、担当部署が確認したものです。

なお、外部監査人の指摘について**【検討中】**としたものは、次年度も継続して確認を行います。また、今後の定期監査等においても、適宜、状況確認を行います。